

令和2年第8回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和2年8月25日(火曜日)午後3時30分

2 招集場所 神栖市役所3階 庁議室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 井上 剛
教育委員 安重 洋介
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

| | | | |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 教育部長 | 野口 修一 | 教育総務課長 | 西廣 純一 |
| 学務課長 | 渡邊 丈夫 | 教育指導課長 | 中田 信二 |
| 文化スポーツ課長 | 小貫 藤一 | 波崎教育事務所長 | 青野 友孝 |
| 中央公民館長 | 大津 康彦 | 若松公民館長 | 正木 明美 |
| 矢田部公民館長 | 佐藤 幸司 | はさき生涯学習センター館長 | 岩井 京子 |
| 中央図書館長 | 出沼 弘二 | うずも図書館長 | 長峯 英子 |
| 歴史民俗資料館長 | 成田 芳子 | | |
| 第一学校給食共同調理場長 | 川又 康史 | | |
| 第二学校給食共同調理場長 | 山中 治朗 | | |
| 教育総務課長補佐 | 齋藤 浩美 | | |
| 教育総務課係長 | 野中 祐子 | | |

6 案 件

日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

- 日程第2 議案第86号 神栖市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について
- 日程第3 議案第87号 神栖市教育委員会防犯カメラ等設置要項
- 日程第4 議案第88号 工事計画の策定について
2・3（仮称）教育研修施設整備工事
- 日程第5 議案第89号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和2年度神栖市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第90号 市議会定例会提出議案に同意することについて
専決処分の承認を求めることについて
令和2年度神栖市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第91号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和元年度神栖市歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第92号 工事計画の策定について
2 中央公民館エレベーター更新工事
- 日程第9 報告第8号 専決事項の報告について
叙勲の内申について
- 日程第10 諸般の報告

7 議事の概要 開 会 午後3時30分
閉 会 午後5時20分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 井上委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 齋藤

(2) 議 事

教育長 令和2年第8回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第2 議案第86号及び日程第9 報告第8号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(教育委員 全員挙手)

教育長 教育委員全員賛成のため、議案第86号及び報告第8号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に井上委員、会議録作成書記に齋藤教育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第86号
神栖市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第3 議案第87号 神栖市教育委員会防犯カメラ等設置要項を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第87号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第87号について、質疑を求める。

教育委員 実際に設置されている施設について説明をいただいたが、今後さらに設置する予定があれば、場所や個数について伺いたい。

教育総務課長 現時点においては、小中学校、幼稚園、教育施設等に設置されており、今後設置する予定はない旨を伝える。

教育委員 要項に個人情報映像の保存期間について規定されているが、他市町村など調査したのか。また、保存期間が経過した場合の消去方法としては、自動で消去されるのか、手動で消去するのか伺いたい。

教育総務課長 保存期間については、市長部局の防犯カメラ等設置要項を準用しており、市長部局とあわせた期間としている。また、保存期間が経過した場合の消去方法については、防犯カメラが設置されている所管によって異なると思うが、各部署において防犯カメラの仕様を改めて確認し、管理や運用方法について徹底していく旨を述べる。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第87号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第87号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第88号
工事計画の策定について
2・3 (仮称) 教育研修施設整備工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第88号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第88号について、質疑を求める。

教育委員 この施設は、旧矢田部小学校の利活用で、校舎は鉄筋コンクリート造となっているが、あと何年くらい使用できるのか。

- 教育総務課長 矢田部小学校として使用していた時に耐震補強工事を行い、耐震性能は確保している。鉄筋コンクリートの建物は、法定耐用年数が47年だと言われているが、校舎完成後40年以上を経過し、配管などが老朽化しているため、あと何年くらい使用できるかということについては、明確には回答し難い旨を説明する。
- 教育委員 相談教室や登校支援教室など入る予定であるが、教室の内装は現場の声が反映されるのか伺いたい。
- 教育指導課長 それぞれの教室のスタッフが現場に複数回出向き、教育総務課職員や教育指導課職員の立ち会いのもとヒアリングを重ね、壁の防音性や相談室の間取りなど、できるだけ現場の声を反映させ、ニーズに応えられるよう努めている旨を説明する。
- 教育委員 建物の3階は、災害時等の避難スペースとなっており、トイレについては改修を行わないようだが、災害時に大丈夫なのか伺いたい。
- 教育総務課長 トイレについては、耐震補強工事を行った際に改修工事も実施しており、使用できる旨を説明する。
- 教育委員 車椅子用のトイレについては、確保されているのか伺いたい。障がいのある方にとってどうなのか懸念される。
- 教育総務課長 車椅子で利用できる多目的トイレは整備していないため、今後検討課題とする旨を述べる。
- 教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第88号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 88 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第 5 議案第 89 号
市議会定例会提出議案に同意することについて
令和 2 年度神栖市一般会計補正予算（第 8 号）を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

各担当課長 議案第 89 号について、教育総務課、学務課、教育指導課、文化スポーツ課、第一学校給食共同調理場、各公民館の補正概要について、各担当課長から提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第 89 号について、質疑を求める。

教育委員 この補正予算の特徴的なものを伺いたい。

教育部長 教育費の補正予算の概要をまとめると大きく二つあり、一つは学校再開に伴い、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、安全安心に学べるよう小学校、中学校、幼稚園にサーマルカメラの導入や消毒液、使い捨て手袋等の保健衛生用品を購入するための増額補正、もう一つは、GIGAスクール構想に関連したコンピュータ活用推進事業において、端末の購入やネットワーク環境の整備を行うための増額補正である旨を説明する。

教育委員 各幼稚園や小中学校の保健衛生用品については、不足のないように配布されているのか伺いたい。

教育部長 手袋やマスクについては、十分配布させていただいているが、今回の補正予算において、さらに消毒液や使い捨て手袋の購入、学校の先生方の負担軽減を図るための校舎内などの消毒作業に係る委託、幼稚園や小中学校の水道の蛇口をひねるものからレバー式に変えていくなど、感染予防に万全を期していく旨を説明する。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第89号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第89号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第90号
市議会定例会提出議案に同意することについて
専決処分の承認を求めることについて
令和2年度神栖市一般会計補正予算(第7号)を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第90号について、補正概要を説明する。

教育長 議案第90号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第90号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第90号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第7 議案第91号
市議会定例会提出議案に同意することについて
令和元年度神栖市歳入歳出決算の認定についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第91号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第91号について、質疑を求める。

教育委員 学力向上推進事業において、自主学習支援員と自主学習支援補助員の違いを伺いたい。

教育指導課長 自主学習支援員と自主学習支援補助員の違いは、教員免許の保有の有無であり、保有しているのが自主学習支援員、保有していないのが自主学習支援補助員である。また、自主学習支援補助員については、自主学習支援員や生徒たちの補助を行っている旨を説明する。

教育委員 中学生土曜教室の利用実績が全8校のうち6校、参加者数が17名とあるが、全校の全生徒数のうちの17名なのか。

教育指導課長 はい。市内全生徒数2,554名のうちの17名であり、全体の約0.7パーセントとなっております。

教育委員 今年度はコロナの影響が懸念される中で、どのくらいの参加者がいるのか。

教育指導課長 中学生土曜教室の事業につきましては、教育委員が懸念されるように、利用率が伸びないことから事業の見直しを行い、令和元年度で当教室は終了となった旨を説明する。
また、小学生の放課後子ども教室については、健康福祉部所管の放課後児童クラブと連携し、一体化を見据える中で、民間委託をして今年度のスタートを検討していたが、コロナ禍で子どもたちの安全面の確保が見通せないため見送りとなった旨を説明する。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第91号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第91号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第92号
工事計画の策定について
2 中央公民館エレベーター更新工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

中央公民館長 議案第92号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第92号について、質疑を求める。

教育委員 概算工事費が2,500万円となっているが、工事とエレベーター本体の費用がすべて含まれているのか伺いたい。

中央公民館長 エレベーター本体と設置に係る工事等を含んだ金額である旨を説明する。

教育長 壊れる頻度はどのくらいなのか。

中央公民館長 毎年エレベーターのメンテナンスを行い、稼働状況の確認をしているため、現在壊れたりはありません。しかし、エレベーターの法定耐用年数は17年です。物理的寿命は20年から25年と言われており、昭和56年の設置から約39年経っているため、今回更新工事を行うものである旨を述べる。

教育長 他に質疑がないか求める。
質疑がないため、質疑を終結し、議案第92号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第92号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

- 教育長 日程第9 報告第8号
専決事項の報告について
叙勲の内申についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育総務課長 報告第8号について、内容を説明する。
- 教育長 報告第8号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結する。
日程第10 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。
- 矢田部公民館長 矢田部公民館自主事業「ウラシマコタロウ」について、報告する。
- 教育総務課長 第7回教育委員会定例会において、教育委員から質疑のあった部活動指導員の会計年度任用職員に関する内容について報告する。
また、9月の教育委員会の行事予定について報告する。
- 教育長 諸般の報告について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。
本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。
次回の令和2年第9回教育委員会定例会は、9月30日（水曜日）
午後6時00分から神栖市役所4階第二委員会室において開催する旨
を伝え、令和2年第8回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和2年9月30日 午後6時00分から
神栖市役所4階 第二委員会室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和2年 9月30日

会議録署名者

教育長

新橋 武夫

委員

井上 剛